

# 第2部：研究報告

平成17年度 音楽著作権等の資産評価手法と当該著作権等を用いた資金調達に関する調査研究

平成18年7月19日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

澤 伸恭



# 実施概要

---

- 「音楽著作権等の資産評価手法と当該著作権を用いた資金調達に関する調査研究会」にて実施
  - 音楽産業、音楽著作権、金融、法律等各分野の計11名の専門家で構成
  - 座長：松田 政行 弁護士／青山学院大学法科大学院教授
- 期間：平成17年7月～平成18年3月



# 調査研究の背景と目的

- 音楽分野における著作権等の評価手法は他分野と比べてある程度明確
    - 著作権等管理事業者が利用者に利用許諾、使用料徴収し、著作権者等に分配する手法が定着しているため、過去に分配された使用料収入実績が各作品が生み出す収益の予測に役立つため
  - しかし、資金調達にあたっては、音楽ビジネスを構成している関係者間で生じる問題点について整理することが必要
    - 各種権利者(作家、音楽出版社、実演家、レコード製作者、等)、著作権等管理事業者など多くの関係者が一体となって音楽ビジネスを構成しているため
- ↓
- 音楽に関する著作権等にかかる資産評価手法を整理し、資金調達システムを構築する場合における問題点を整理することを目的として実施



# 調査の流れ

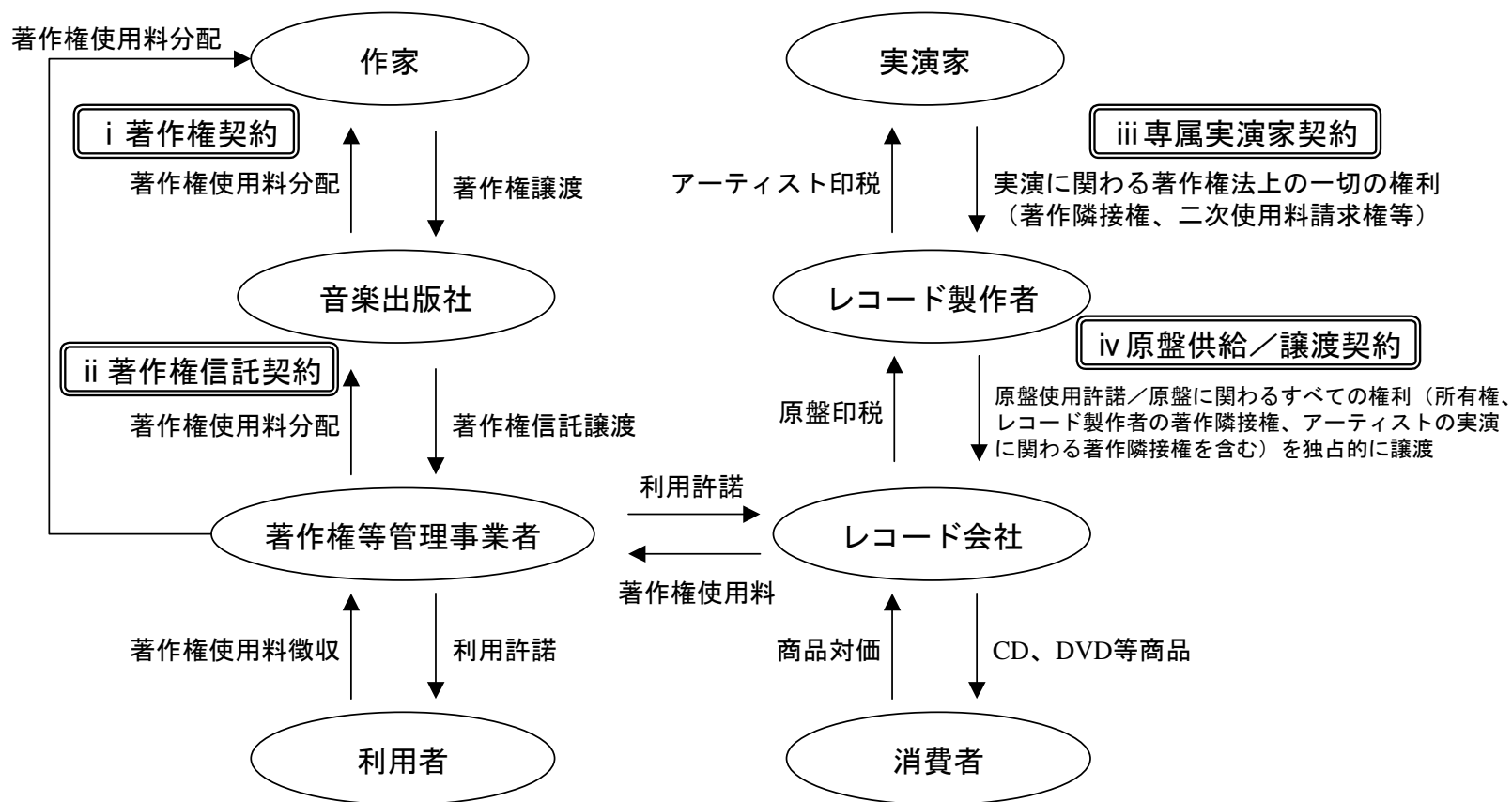
---

1. ビジネスモデルの現状と課題を抽出
2. 著作権等を用いた資金調達スキームとスキーム別の課題の検討
3. 実現可能性のあるスキームの検討

# ビジネスモデルの現状1

## 各主体間での契約内容

(契約ごとの権利・権利使用料等の流れ)



# ビジネスモデルの現状2

## 各権利譲渡契約の比較

	著作権契約	著作権信託契約	専属実演家契約	原盤譲渡契約
契約当事者	作家 音楽出版社	作家・音楽出版社 著作権管理事業者	実演家・プロダクション レコード会社	原盤制作者(音楽出版 社・プロダクション等) レコード会社
目的	著作物の利用開発	利用許諾その他 著作権の管理	原盤の利用	原盤の利用(CD等 の製作・頒布)
譲渡対象権利	著作権	著作権	著作隣接権(実演家)	著作隣接権 (実演家・レコード制作者)
譲受人自身の 著作物等利用	あり	なし	あり	あり
譲渡人に対する 支払内容	自己利用分については 使用料相当額(定価の10%) 管理団体から受領した 使用料は契約に定めた 取分率(各1/2等)に 応じて分配	徴収した使用料から 管理手数料(6%~25%) を控除して受益者に 分配	CD等の販売実績に 印税率(数%)を乗じた アーティスト印税 第三者に原盤の利用 許諾をしたときは、 その使用料の20%等	CD等の販売実績に 印税率(10数%)を 乗じた原盤印税  第三者に原盤の利用 許諾をしたときは、 その使用料の50%等
期間満了・債務 不履行解除以外の 契約終了事由	譲受人の破産・解散	譲渡人の無理由解除 譲渡人の破産・解散等	なし	なし
権利の復帰の 有無	譲渡人に復帰	譲渡人に復帰	復帰せず	復帰せず



# 音楽著作権等の資産評価手法

- DCF法を用いたインカムアプローチ
  - 適用のためには、対象とする権利がもたらすキャッシュフローを安定的に予測できることが必要
- 具体的に音楽出版社取り分を評価するには、年平均著作権使用料から分配請求権を有する者に対する支払を控除した額(NPS: Net Publisher Share)を過去数年間の実績から算出し、特定の年数を乗じた総額で評価
- 現在は米国で取引される資産価値評価額は上昇傾向にあり、年平均NPS × 15～18(スタンダード・ポップの場合)
- 日本国内では年平均NPSの約5倍



# 資産評価における留意点

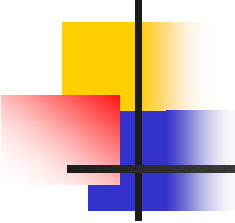
- キャッシュフローを安定化させるために評価対象とする作品、権利についての検討が必要
  - 公開後数年が経過し、ある程度収益実績が参照できるようになった既存作品を評価対象とすべき
  - 複数の楽曲をまとめるなどリスク分散を図れるようにポートフォリオをつくることが重要
- 著作権の資産評価の客観性確保
  - 格付機関のような著作権の資産評価機関があることが望ましい
- 著作権侵害発生時の対応に関する取り決め
- 新しい音楽流通インフラに対応した評価手法の検討
- 資産評価における使用料収入データの活用
- 原盤権評価の際には再開発のタイミングの見極め



# 資金調達スキーム別 検討ニーズと課題の検討

関係者	調達ニーズ	調達規模	対象権利	調達手法	解決すべき課題	検討ニーズ
作家（個人著作権者）	小	小	著作権	融資		△
				信託		△
			分配請求権	融資		△
				信託		△
音楽出版社（著作権者）	有	小～大	著作権	融資	1. (3)	○
				信託	1. (1)	○
			分配請求権	融資	1. (4)	○
				信託	1. (2)	○
レコード製作者	有	小～大	原盤に係るすべての権利	融資	2. (3)	○
				信託	2. (1)	○
			各種請求権	融資	2. (4)	○
				信託	2. (2)	○
著作権等管理事業者	無	-	-	-		×
			-	-		×

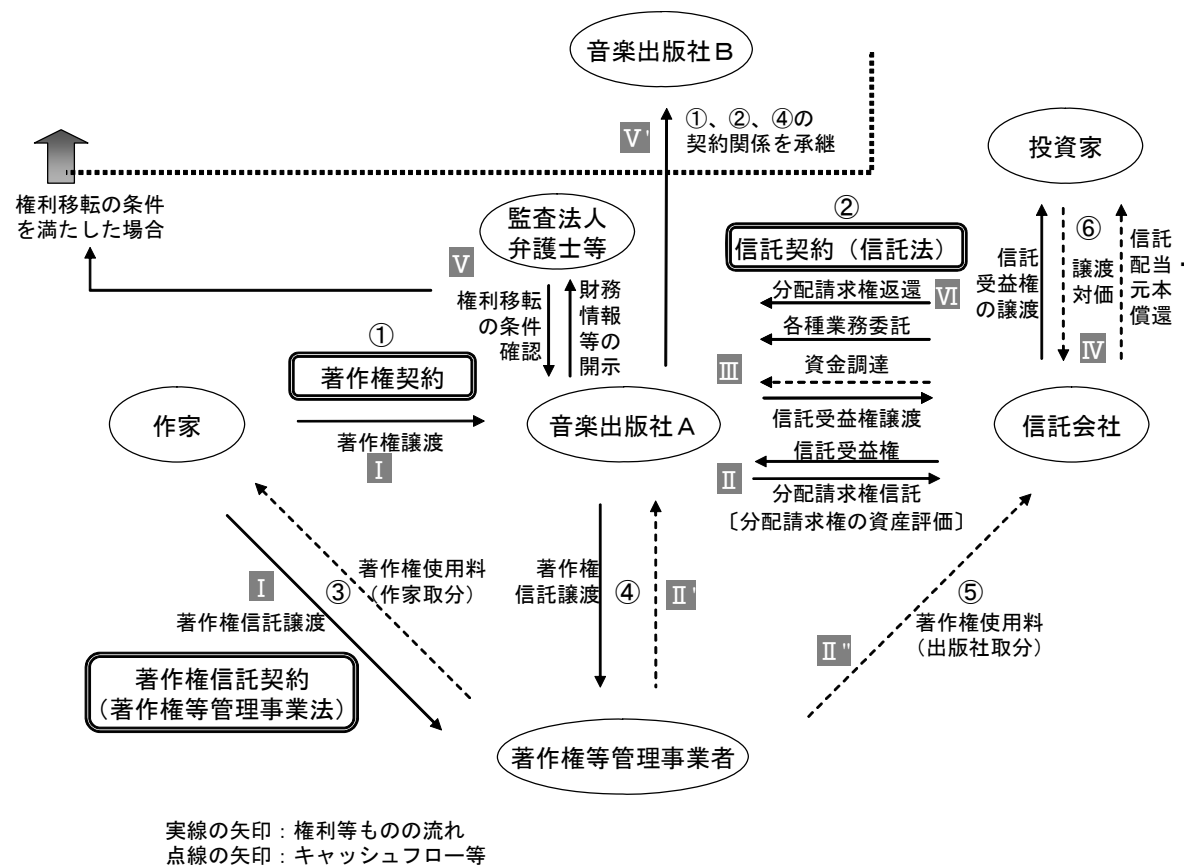
スキーム別に  
課題を検討

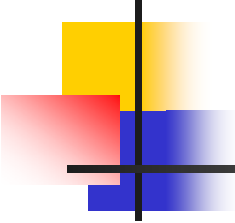


# 実現可能性のあるスキームとその留意点について

- 音楽出版社が資金調達する場合
  - 著作権よりも分配請求権を移転の方が阻害要因が少ないため、以下のスキームを実現可能性が高いとして検討対象とした。
    - 著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
    - 著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキーム
- レコード製作者が資金調達する場合
  - 著作権等管理事業者のような存在がなく、原盤に係る各種権利そのものの移転と印税や使用料等の請求権の移転とでそれほど課題が変わらないため、レコード製作者が原盤供給契約を締結している場合には原盤に係る各種権利を、原盤譲渡契約を締結している場合には各種請求権を、信託設定あるいは担保設定するスキームを実現可能性が高いとして検討対象とした。
    - 原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム
    - 原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキーム


# 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム






# 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキームにおける留意点1

- 作家と音楽出版社の著作権契約
  - a. 音楽出版社から第三者への分配請求権移転、信託設定の場合でも、楽曲の利用開発業務を継続する
  - b. 分配請求権移転による資金調達の目的の明確化
  - c. 対象楽曲の利用開発の促進、作家におけるメリットの検討
    - 音楽出版社は、調達した資金で行う新しい事業において、分配請求権移転の対象となる楽曲の利用開発を促進する(音楽出版社がインセンティブを失うことなく利用開発を継続することを作家に理解してもらうため)
    - 音楽出版社は、作家が本スキームに参加するメリットを検討する(例)信託会社から対象となる楽曲の利用開発業務を受託する際に得る手数料収入等の一定割合を、スキームに参加する対価として作家に分配する／等
  - d. 第三者への著作権使用料収入等の情報開示
  - e. 音楽出版社倒産時には、他の音楽出版社に著作権を移転し楽曲の利用開発業務を継続する



# 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキームにおける留意点2

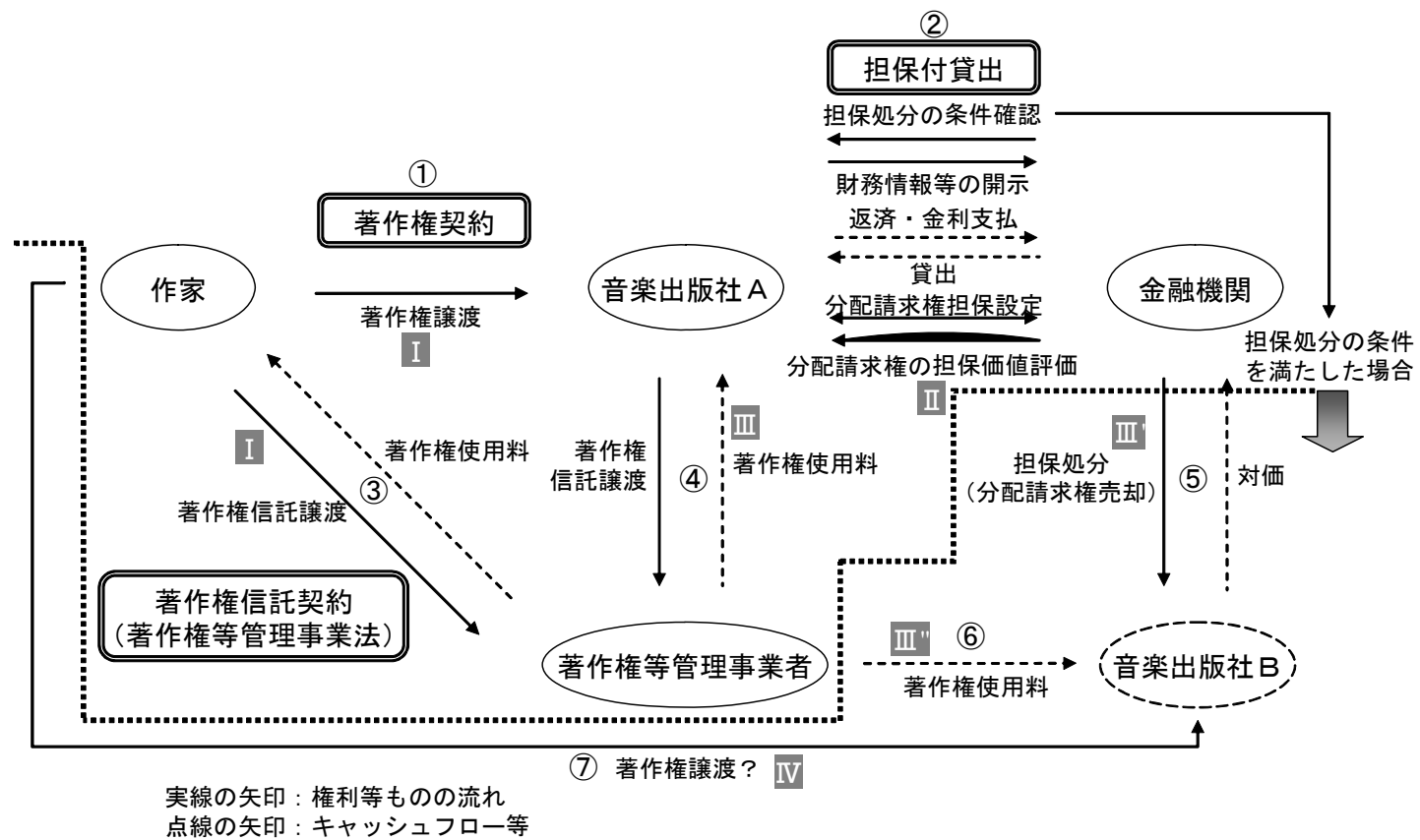
- 音楽出版社と信託会社の信託契約
  - a. 対象となる分配請求権の客観的資産評価（資産評価機関やガイドライン等を活用）
  - b. 対象となる分配請求権及びそれに基づき信託会社に分配される著作権使用料収入は音楽出版社取分のみに限定する
  - c. 信託期間は対象となる楽曲の著作権契約残存期間を超えない範囲で設定
  - d. 期間が満了する前に償還が完了した場合には期間満了を待たず分配請求権を音楽出版社に返還する（音楽出版社にとって利用開発を継続するインセンティブとなるため）
  - e. 著作権侵害発生時の対応に関する取り決め（信託会社は、JASRACでは対抗措置を取れない権利侵害が発生した場合、対象となる楽曲が他者の著作権を侵害している場合は、音楽出版社に訴訟等の必要な対応をとってもらう）
  - f. 信託会社から音楽出版社への利用開発業務の委託
    - 音楽出版社は、信託会社からの委託により、対象となる楽曲の利用開発業務を行う。
    - 業務委託にあたり、音楽出版社による利用開発のインセンティブについても検討する。  
（例）信託会社から音楽出版社に支払う委託手数料については、著作権使用料収入の増減に応じて歩合制にする／等
  - g. 音楽出版社が倒産した場合、信託会社は他の音楽出版社に楽曲の利用開発業務を委託する義務を負う
  - h. 権利移転の条件の設定、条件確認のための情報開示
  - i. 契約期間満了時に元本償還が完了していない場合の対応を検討



## 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権をベースに信託方式で資金調達するスキームにおける留意点3

- 作家と著作権等管理事業者の著作権信託契約
  - a. 著作権信託契約の締結(作家がJASRACメンバーでない場合)し、著作権使用料の分配を直接受ける
- 音楽出版社と著作権等管理事業者との著作権信託契約
  - JASRACの場合、本スキームに対する作家と音楽出版社の合意があれば、約款の規定の見直しは特に必要なく、運用基準を定める細則等を整備することにより、対応することが可能になるものと考えられる
  - a. 分配請求権の信託設定を可能とする取り決め(26条)
  - b. 音楽出版社が破産・解散等した際の取り決め(23条)
  - c. 分配請求権の分割(26条)
  - d. 分配請求権を譲渡した場合に音楽出版社が第三者を受益者に指定できないようにする取り決め(3条2項)

# 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキーム





## 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキームにおける留意点1

- 作家と音楽出版社の著作権契約
  - a. 音楽出版社から第三者へ著作権使用料の分配請求権を移転、担保設定する場合でも楽曲の利用開発業務を継続する
  - b. 分配請求権移転による資金調達の目的の明確化
  - c. 対象楽曲の利用開発の促進、作家におけるメリットの検討
    - 音楽出版社は、調達した資金で行う新しい事業において、分配請求権担保設定の対象となる楽曲の利用開発を促進する
    - 音楽出版社は、作家が本スキームに参加するメリットを検討する
  - d. 第三者への著作権使用料収入等の情報開示
  - e. 音楽出版社倒産時には他の音楽出版社に著作権を移転し、楽曲の利用開発業務を継続する





## 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキームにおける留意点2

- 音楽出版社と金融機関の関係
  - a. 対象となる分配請求権の客観的資産評価(資産評価機関やガイドライン等を活用)
  - b. 担保に設定する分配請求権は音楽出版社取分のみに限定する
  - c. 融資期間は、対象となる楽曲の著作権契約残存期間を超えない範囲で設定
  - d. 担保処分の条件の設定、条件確認のための情報開示
    - 金融機関が定める担保処分の条件(一定以上の純資産の減少等)に該当した場合は、音楽出版社が倒産していないとしても担保処分が可能となることとする
    - 担保処分の条件に該当がないか確認するため、音楽出版社は金融機関に対して、財務情報等必要な情報を開示することとする
    - 担保処分がなされた場合、金融機関は著作権等管理事業者との著作権信託契約において、他の音楽出版社への分配請求権移転を請求することとする
  - e. 楽曲の利用開発業務の継続について
    - 倒産等によって音楽出版社における対象楽曲の利用開発業務の継続が困難になった場合、金融機関は他の音楽出版社に分配請求権を売却するとともに利用開発業務を委託し、場合によっては著作権契約を引き継いでもらうこととする

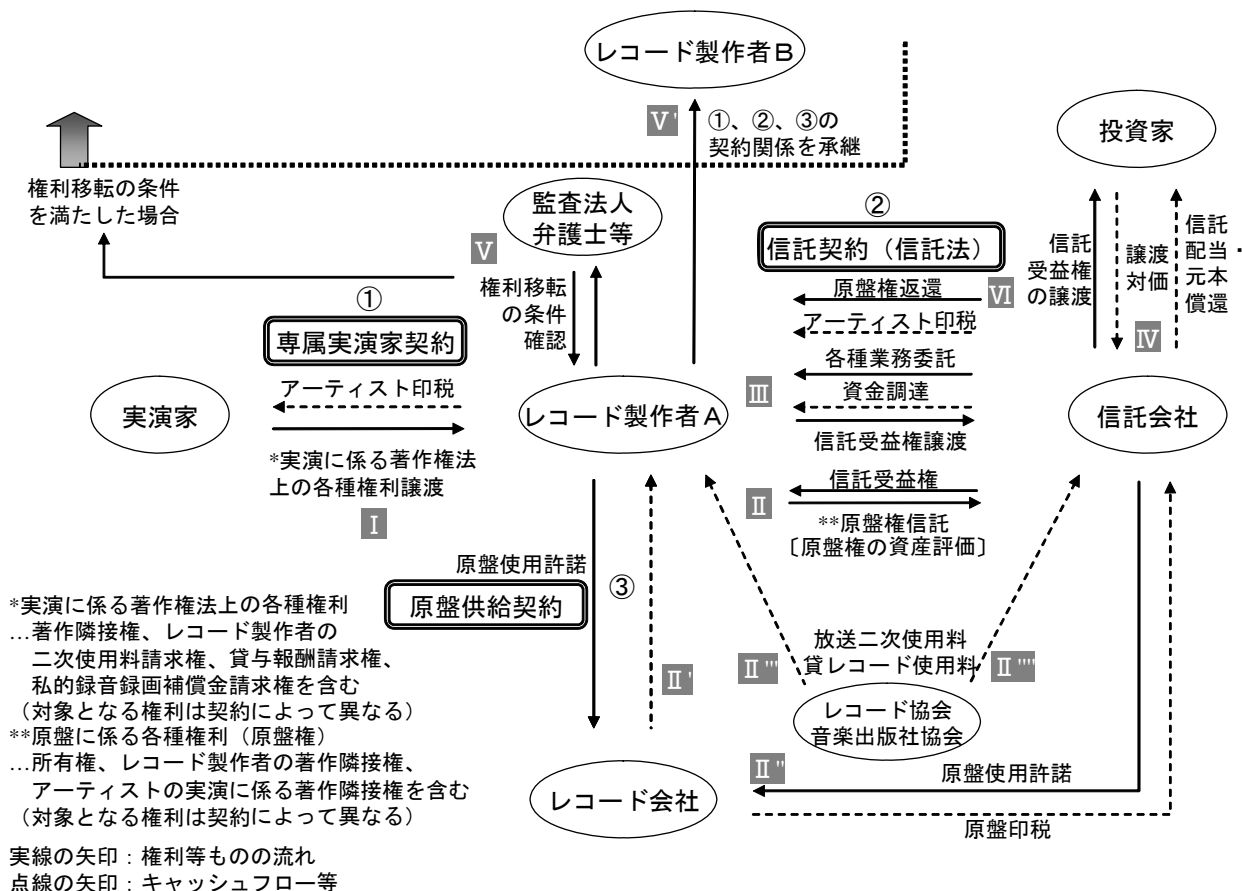


## 音楽出版社が著作権使用料の分配請求権を担保に融資を受けるスキームにおける留意点3

- 作家と著作権等管理事業者の著作権信託契約
  - 著作権信託契約の締結(作家がJASRACメンバーでない場合)し、著作権等管理事業者から著作権使用料の分配を直接受ける
  
- 音楽出版社と著作権等管理事業者の著作権信託契約
  - JASRACの場合、本スキームに対する作家と音楽出版社の合意があれば、約款の規定の見直しは特に必要なく、運用基準を定める細則等を整備することにより、下記事項に対応することが可能になるものと考えられる
    - a. 分配請求権の担保設定を可能とする取り決め(26条)
    - b. 音楽出版社が破産・解散等した際の取り決め(23条)
    - c. 分配請求権の分割(26条)
    - d. 分配請求権を担保設定した場合に第三者を受益者に指定できないようにする取り決め(3条2項)

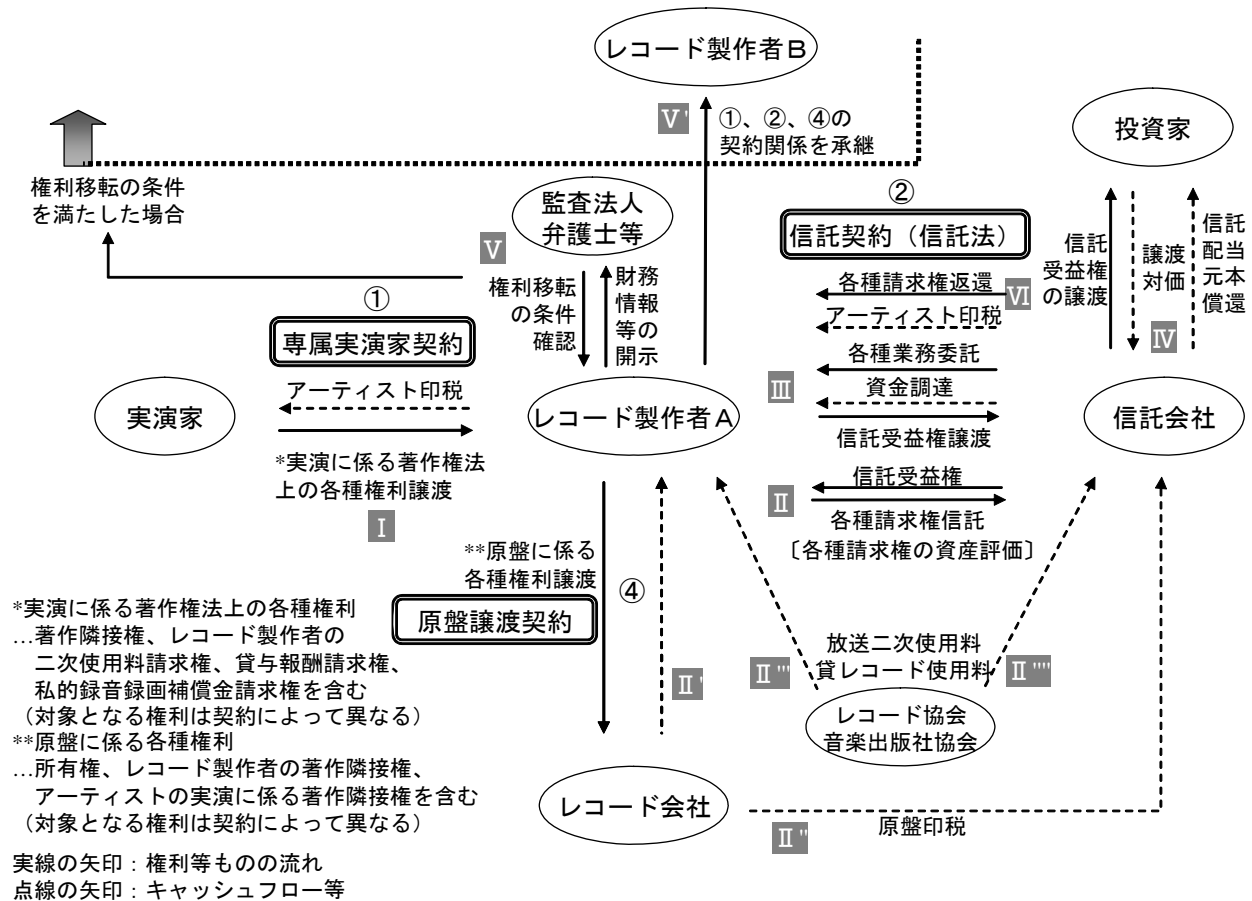
# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム1

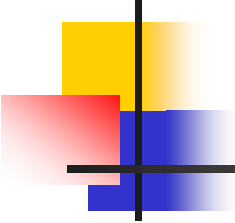
＜レコード製作者が原盤供給契約を結んでいる場合＞



# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキーム2

＜レコード製作者が原盤譲渡契約を結んでいる場合＞






# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキームにおける留意点1


## ■ 実演家とレコード製作者の専属実演家契約

- a. レコード製作者から第三者への原盤に係る各種権利／各種請求権移転を移転、信託設定等する可能性がある
- b. 原盤に係る各種権利／各種請求権移転による資金調達の目的の明確化
- c. 実演家におけるメリットの検討
  - レコード製作者は、実演家が本スキームに参加するメリットを検討する  
(例)
    - 信託会社から対象となる原盤のアーティスト印税支払業務等を受託する際に得る手数料収入等の一定割合を、スキームに参加する対価として実演家に分配する
    - 信託会社から信託契約期間内のアーティスト印税の支払を一括で受けることとする / 等
- d. 第三者への原盤印税収入等の情報開示
- e. レコード製作者倒産時には、事前に指定する他のレコード製作者が当該契約を引き継ぎ、実演家は当該レコード製作者よりアーティスト印税の分配を受ける



## レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキームにおける留意点2

- レコード製作者と信託会社の信託契約
  - a. 対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権の客観的資産評価(資産評価機関やガイドライン等を活用)
  - b. 信託契約の対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権は原盤印税収入が安定した旧譜の原盤権を対象とし、レコード製作者取分のみに限定する
  - c. 契約期間は5年程度が目安となるものと想定
  - d. レコード製作者は、信託会社からの委託により、対象となる原盤のアーティスト印税支払業務等を行う
  - e. レコード製作者倒産時には、事前に指定された他のレコード製作者が専属実演家契約、信託契約、原盤供給／譲渡契約を引き継げるようにする  
また、信託会社は事前に指定された他のレコード製作者に原盤の利用開発業務やアーティスト印税支払業務を委託する等、実演家にとって不利益とならないよう留意する

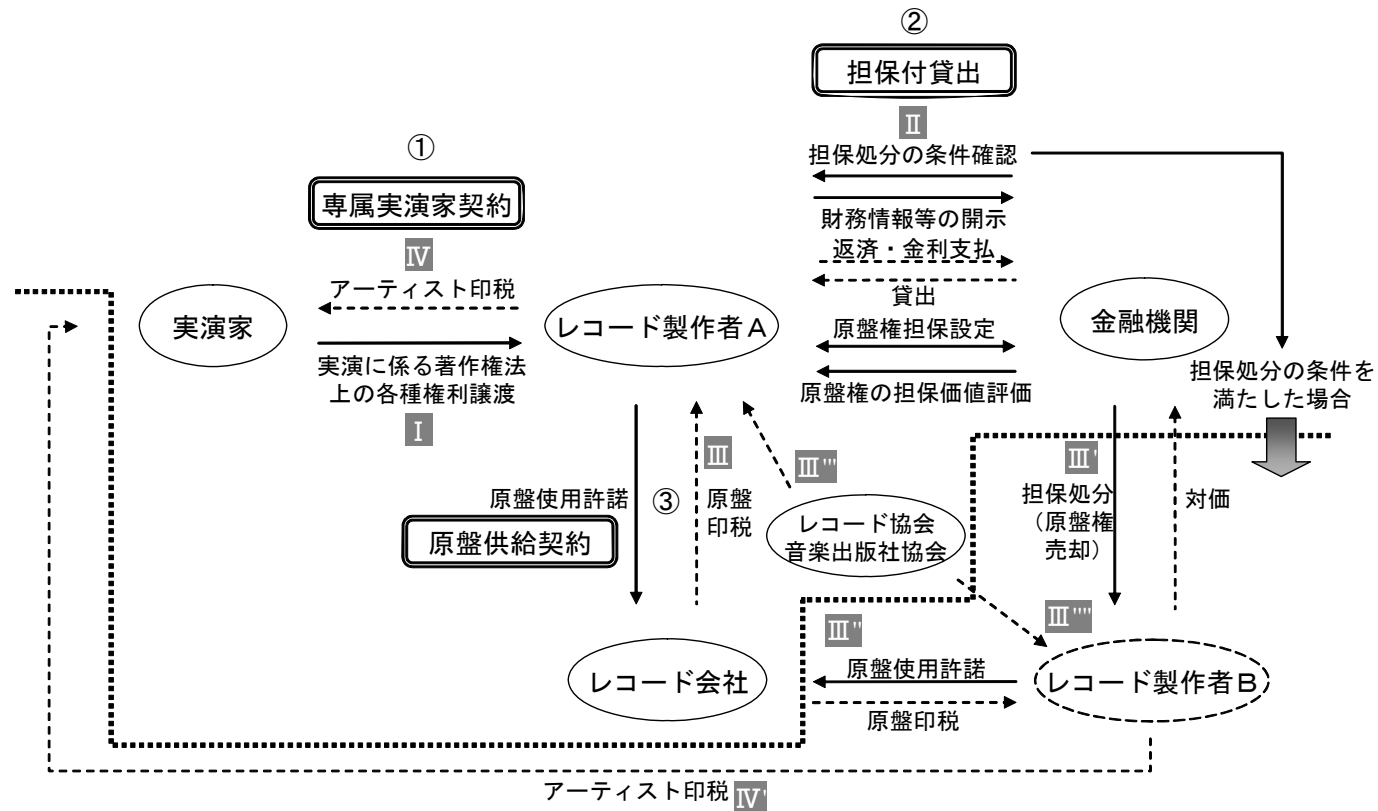


## レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権をベースに信託方式で資金調達するスキームにおける留意点3

- レコード製作者とレコード会社の原盤供給契約
  - a. 事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、原盤に係る各種権利の譲渡が可能となることとする
- レコード製作者とレコード会社の原盤譲渡契約
  - a. 事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、各種請求権の譲渡が可能となることとする
  - b. レコード製作者が破産・解散等した場合、レコード会社が一方的に原盤譲渡契約を解除できないこととし、事前に指定する他のレコード製作者が当該契約を引き継げるようにする
  - c. レコード会社が破産・解散等した場合、レコード会社に移転した原盤に係る各種権利が一旦レコード製作者に戻り、事前に指定した他のレコード会社との間で再度契約を結ぶこととする

# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキーム1

＜レコード製作者が原盤供給契約を結んでいる場合＞

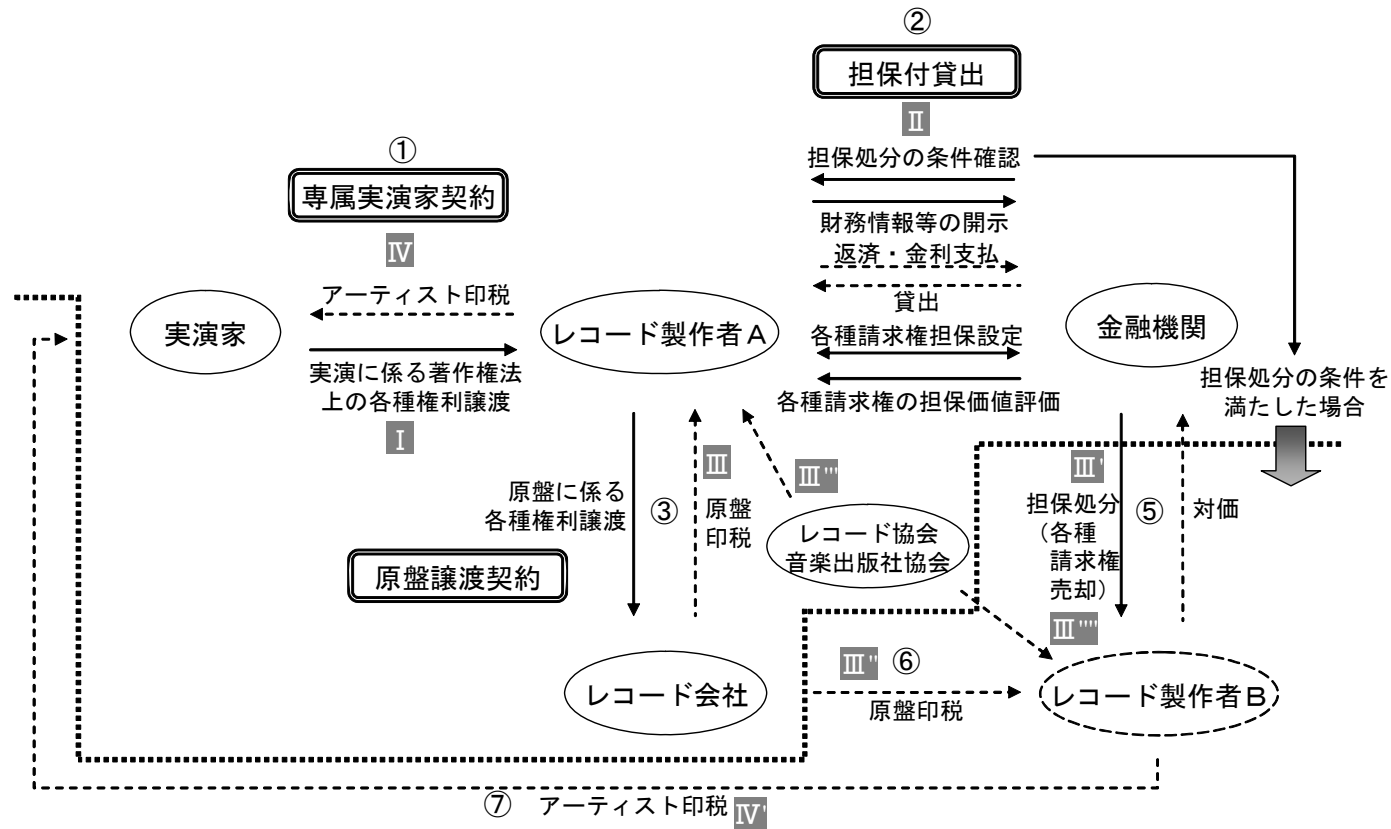


実線の矢印：権利等ものの流れ  
点線の矢印：キャッシュフロー等




# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキーム2

＜レコード製作者が原盤譲渡契約を結んでいる場合＞




実線の矢印：権利等ものの流れ  
点線の矢印：キャッシュフロー等




## レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキームにおける 留意点1

- 実演家とレコード製作者の専属実演家契約
  - a. レコード製作者から第三者へ原盤に係る各種権利／各種請求権を移転、担保設定等する可能性がある
  - b. 原盤に係る各種権利／各種請求権移転による資金調達の目的の明確化
  - c. 実演家におけるメリットの検討
  - d. 第三者への原盤印税収入等の情報開示
  - e. レコード製作者倒産時には、事前に指定する他のレコード製作者が当該契約を引き継ぎ、実演家は当該レコード製作者よりアーティスト印税の分配を受ける



# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキームにおける 留意点2

- レコード製作者と金融機関の関係
  - a. 対象となる原盤に係る各種権利／各種請求権の客観的資産評価（資産評価機関やガイドライン等を活用）
  - b. 担保に設定する原盤に係る各種権利／各種請求権は原盤印税収入が安定した旧譜の原盤権を対象とし、レコード製作者取分のみに限定する融資期間は5年程度が目安となるものと想定
  - c. 担保処分の条件の設定、条件確認のための情報開示
    - 金融機関が定める担保処分の条件（一定以上の純資産の減少等）に該当した場合は、レコード製作者が倒産していないとしても担保処分が可能となることとする
    - 担保処分の条件に該当がないか確認するため、レコード製作者は金融機関に対して、財務情報等必要な情報を開示することとする
    - 金融機関は、担保処分の際、原盤の利用開発業務やアーティスト印税の支払を他のレコード製作者に委託する等、実演家にとって不利益とならないよう留意し、場合によっては専属実演家契約を引き継いでもらうこととする



# レコード製作者が原盤に係る各種権利／各種請求権を担保に融資を受けるスキームにおける 留意点3

- レコード製作者とレコード会社の原盤供給契約
  - a. 事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、原盤に係る各種権利の質入が可能となることとする
  - b. レコード製作者が破産・解散等した場合、レコード会社が一方的に原盤供給契約を解除できないこととし、事前に指定された他のレコード製作者が当該契約を引き継げるようにする
- レコード製作者とレコード会社の原盤譲渡契約
  - a. 事前にレコード会社の書面による承諾を得ることで、各種請求権の譲渡または質入が可能となることとする
  - b. レコード製作者が破産・解散等した場合、レコード会社が一方的に原盤譲渡契約を解除できないこととし、事前に指定された他のレコード製作者が当該契約を引き継げるようにする
  - c. レコード会社が破産・解散等した場合、レコード会社に移転した原盤に係る各種権利が一旦レコード製作者に戻り、事前に指定した他のレコード会社との間で再度契約を結ぶこととする



## まとめ

---

- 今後、本調査研究の成果を活かして、各種資金調達スキームを具体化したビジネスの実現が期待される
- そのため、著作権等の資産評価にあたり、第三者評価機関、ガイドライン等が社会的に確立する必要(→既存作品の資産評価だけでなく新規作品の資産評価も可能に)
- これらの取組を通じて、音楽業界全体の拡大、発展につながるものと期待される